

(別紙様式)

# ベビーシッター派遣事業割引券

## ベビーシッター派遣事業割引券本券※2,200円

<企業→利用者→企業>

発行番号

### ベビーシッター派遣事業割引券 使用報告用半券

◆交付時企業記入欄

交付日 (元号) 年 月 日( )

利用者氏名(被保険者証名)

♣利用時ベビーシッター記入欄

利用日 (元号) 年 月 日( )

利用時間(24時間法で記入) : ~ :

ベビーシッター名

ベビーシッター事業者名

◆利用後企業記入欄

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 就労確認及び<br>利用日時の確認 | 確認印(担当者印) |
|-------------------|-----------|

承認番号

有効期間 令和3年3月31日

♥利用時利用者記入欄

|          |      |  |
|----------|------|--|
| 対象<br>児童 | 氏名   |  |
|          | 生年月日 |  |

<企業→利用者→ベビーシッター事業者→実施団体>

オモテ面

発行番号

♣利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名

利用場所

都・道・府・県

◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号

ベビーシッター事業者名

印

利用料金

円

◆交付時企業記入欄

交付日

(元号) 年 月 日( )

承認番号

承認事業主名

印

フリガナ

利用者氏名

(被保険者証名)

♥利用時利用者記入欄

対象児童氏名

対象児童生年月日

利用日 (元号) 年 月 日( )

利用時間(24時間法で記入)

: ~ :

<ご確認ください>

- ・交付日、利用者氏名は記入されていますか
- ・企業印は押印されていますか
- ・1日(回)対象児童1人につき、1枚(特例措置は5枚)の利用ですか
- ・自宅での利用ですか
- ・利用者氏名に記載されている利用者本人が就労時の利用ですか

発行番号

有効期間 令和3年3月31日

### 注意事項

本券は、利用者氏名欄に記載されている利用者本人が使用できます。

本券は、配偶者がいない又は配偶者の就労、病気入院、通学、求職活動等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること(職場への復帰を含む)が困難な場合に限り使用できます。(特例措置の場合も含む。)

本券は、対象児童1人につき1日(回)1枚使用できます。ただし、1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。特例措置に係る利用については、対象児童1人につき1日(回)5枚、1か月に120枚まで使用できます。

本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。

本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記録は必要です。

本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。

本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。

本券を、他の人に譲って使用させることはできません。

本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日でなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券は、企業、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。

特例措置での使用の場合は、本券及び半券の裏面の事由欄に特例措置による利用が必要となる事由を記入すること。なお、**事由欄の記載がないものについては、特例措置分としての割引は受けられません。**(記載例:○月○日○小学校の臨時休業のため。等)

本券の再発行は行いません。

事由:

### 注意事項

- 【ベビーシッター利用前】  
企業又は個人で就業する者を代表する団体(以下「企業等」という。)は、利用者がベビーシッターを利用する前に、利用者へ交付してください。企業等は、割引券の交付時に、利用者氏名を記入してください。
- 【ベビーシッター利用後】  
利用者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに企業等に提出してください。  
企業等は、利用者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、就労のための利用であることを確認したうえで、確認印を押印してください。(確認印は、担当者届印と同一とします。)  
確認後の報告用半券は、企業等が保管してください。
- 【個人で就業する者の場合】  
本券の承認事業主名欄及び半券の企業確認印欄は記入の必要はなく、斜線を引くこと。

事由:

ウラ面